**＜＜農地の相続等の届出のお願い＞＞**

農地を相続…

どうしたらいいの？

**農地を相続したときは…**

![C:\Documents and Settings\Owner\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\2F6JONDH\MC900445588[1].wmf]()

**農業委員会に**

**届出をお願いします**

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。登記がお済でしたら届出の提出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

**必要書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **届出書** | 1部 | 村役場 |  |
| **遺産分割協議書** | 1部（コピー） | 相続人 | 未登記の場合 |
| **登記事項証明書** | 1部（コピー） | 法務局 | 登記済みの場合 |

手続きは簡単ですので、お気軽にお問い合わせ下さい

手続きは簡単ですので産業観光課までお問い合せください。

役場産業観光課農林水産係　５－０２４０　内線２１５

**新島村役場　産業観光課　農林係**

**（農業委員会事務局）**

**０４９９２－５－０２８４（直通）**